

建設業における使途秘匿金課税に関する研究

博士（工学・東北大学）、労働安全コンサルタント 正会員 山田 貴久

1. はじめに

建設業は使途秘匿金をどの業界よりも多く使用していることが知られているが、国税庁の使途秘匿金課税に関する未発表データを基に建設業の社会的責任に関して考察した。

2. 目的

建設業は、他の業種と比較して①どの程度使途秘匿金課税をされているか、②なぜ他業種より課税額が多いのか、③企業として今後どのようにステークホルダー（stakeholder）に説明責任を果たしていくのかを検討することを目的とする。

3. 方法

国税庁に対し行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき平成26年6月5日付け課法第5-2、5-3号行政文書開示決定通知書を受けた。開示の実施方法等を行政機関の保有する情報公開に関する法律第14条第2項及び同施行令第11条第2項の規定に基づき、1995年から2012年の事務年度における使途秘匿金課税状況の統計資料^{3), 4)}を入手し定量分析した。

4. 結果

4. 1 業種別使途秘匿金課税状況

業種別の使途秘匿金課税状況を1997年から2012年における事務年度について確認してみると、毎年度最も多い業種は、建設業であった。次いで製造業、サービス業、卸売業、運送業、小売業及びその他と続いていた。また、16年間の事務年度における業種別使途秘匿金合計は、建設業776億円、製造業179億円、サービス業141億円、卸売業102億円、運送業65億円、小売業29億円及びその他66億円となった。（表1参照）

業種別に使途秘匿金課税の占める割合をまとめると、1997年から2009年までは建設業が50%以上を占め、第2位に製造業、第3位にサービス業、第4位に卸売業となった。2009年までは、この4業種で使途秘匿金課税の占める割合は、85%程度となる。

特に建設業が2010年以降に激減した理由は、①談合組織の崩壊、②株主代表訴訟の増加、③企業の社会的責任の追及の激化によるものと考えられる。なお、2010年には建設業の株主代表者訴訟及び和解がされている関係から割合は30.8%に低減されたが、各コンプライアンス検証・提言委員会報告が提出された2011年には、建設業への使途秘匿金課税額が12億円あり、2012年は10億円ある。建設業が占める割合は、課税額は減少傾向にあるものの、2009年の18億円と比較し45%減の10億円である。2011年以降は、使途秘匿金課税割合が増加に転じ、建設業は、他業種よりも15%以上高い使途秘匿金課税の割合を占め30%以上を推移し50%を超え以前と同様の割合になる恐れがある。（図1参照）

表1. 業種別課税状況

事務年度	建設業	製造業	サービス業	卸売業	運送業	小売業	その他
1997	90	19	17	18	4	5	9
1998	80	16	11	8	4	2	7
1999	77	18	11	9	4	4	7
2000	77	16	12	7	5	2	5
2001	69	18	17	6	3	2	8
2002	63	18	10	6	5	2	6
2003	56	9	11	9	3	3	4
2004	52	23	8	5	3	1	2
2005	56	12	6	4	8	2	2
2006	47	6	6	4	5	1	8
2007	32	5	6	4	4	2	2
2008	25	4	7	3	3	1	1
2009	18	3	4	3	3	1	2
2010	12	5	6	10	3	1	2
2011	12	4	5	3	6	0	1
2012	10	3	4	3	2	0	0
合計	776	179	141	102	65	29	66

注記

1. 事務年度とは国税庁基準の、各年7月1日から翌年6月30日までの間を示す。
2. 課税額には法人数には調査課所管法人（原則として資本金1億円以上の法人）を含める。
3. 業種別状況については、1997年以降に限り集計している。

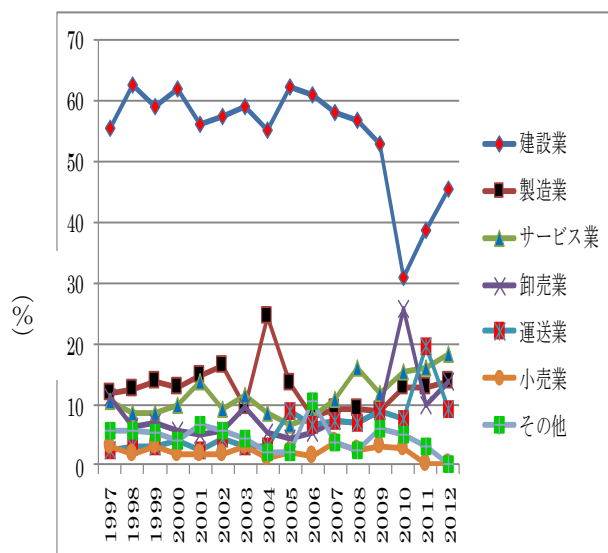


図1. 各業種が使途秘匿金課税の占める割合

注記

1. 事務年度とは、各年7月1日から翌年6月30日までの間を示す。
2. 課税額には法人数には調査課所管法人(原則として資本金1億円以上の法人)を含める。
3. 業種別状況については、1997年以降に限り集計している。
4. 割合の算出は、小数点以下第二位を四捨五入した。

業種別に散布図を作成し比較すると、運送業を除く建設業、製造業、卸売業、小売業、サービス業及びその他の相関係数は、0.973から0.42の幅にあり、使途秘匿金課税が毎年度の使途秘匿金支出を抑制し、本課税の主旨の不透明な支出は損金扱いしないという政策効果があると判断できる。しかし、運送業の場合は、相関係数が0.016と非常に低く特定企業が一定金額を特定相手先等に支出していると考えられ、政策的効果があったとは言い難い。また、経年変化において、国内景気にも大きく左右されることから経済要素も大きく影響を与えていると考えられる。

(図2参照)

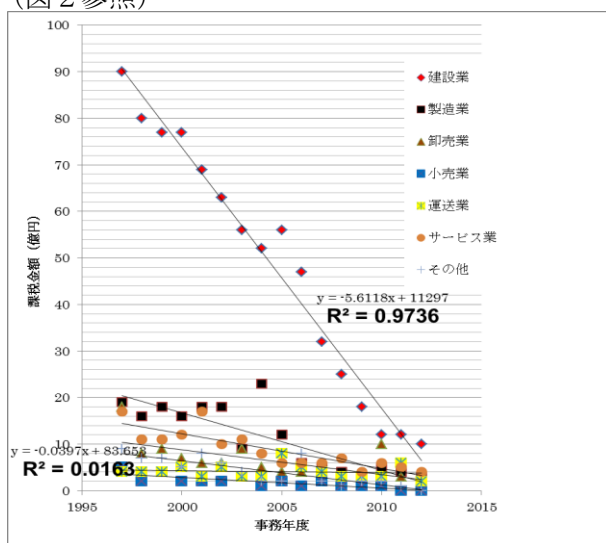


図2 業種別に見た場合の各事務年度に関する課税金額の経過

注記

1. 事務年度とは、各年7月1日から翌年6月30日までの間を示す。
2. 課税額には法人数には調査課所管法人(原則として資本金1億円以上の法人)を含める。
3. 業種別状況については、1997年以降に限り集計している。

5. 考察

実務において交際費等の使用は日常茶飯事であり、各種企業が考える交際費等の範囲には、①交際費等に分類されない隣接勘定科目。(損金) ②交際費等に分類される勘定科目。(損金又は損金不算入) ③隣接勘定科目として分類されているが交際費等相当の費用。(損金又は損金不算入) ④費途不明金に分類される費用。(損金不算入又は重加算税) ⑤税務調査により隣接勘定科目及び交際費等として分類されているが仮装又は隠蔽行為により実質的に使途秘匿金として取り扱うべき費用。(損金不算入及び40%の使途秘匿金課税かつ重加算税) ⑥自己否認により使途秘匿金勘定科目となる費用。(損金不算入及び40%の使途秘匿金課税)が存在する。この場合、特に大企業においてステークホルダーに対し問題となるのが④、⑤、⑥である。企業活動として“裏金”と呼ばれる支出をどのように説明していくかが問題であり、その対応を十分に考えないと信頼を著しく落としかねない。建設業の場合は、特に使途秘匿金支出が他の業界よりも多額に上るため社会的影響が大きいですが社会インフラ整備の面からみれば企業として生存していかなければ我が国のインフラ整備が不十分となる恐れがあると考えられる。

6. 結論

各建設会社は、多くの金銭面の改善を行っているが、他業種から見れば課徴金的制裁課税の使途秘匿金課税割合が高いので今後、より一層の肅清を求められる。業界の人材の確保のためにもより一層の透明化が求められるのではないかと考える。また、東京オリンピックに向けて公共工事が増加するが、その時点での再調査をする必要があると考えられる。

参考文献

- 1) 国税庁, 課法5-2 1995年度以降の企業の使途秘匿金課税の状況, 2014.6
- 2) 国税庁, 課法5-3 1995年度以降の企業の使途秘匿金課税の業種別状況の推移, 2014.6